

消費者安全に関する検討委員会 食品ワーキンググループ（第1回）議事録

日 時：平成20年9月17日（水）16：00～17：38

場 所：中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室

出席委員：中川主査、青木委員、大前委員、加来委員、佐野委員、早川委員、原委員

内閣府：野田特命担当大臣、増原内閣府副大臣

岡田国民生活局審議官、野村消費者安全課長、山田消費者安全課企画官

関係省庁：農林水産省 廣田消費流通課長、梶島食糧貿易課長

厚生労働省 道野厚生労働省輸入食品安全対策室長

食品安全委員会事務局 酒井情報・緊急時対応課長

議事次第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 関係省庁からのヒアリング
 - ・農林水産省
 - ・厚生労働省
 - ・食品安全委員会事務局
- 4 自由討議
- 5 閉会
- 6 議事内容

中川主査 それでは、ただいまより消費者安全に関する検討委員会の食品ワーキンググループ（第1回）を開催いたします。皆様におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

議事に先立ちまして、野田消費者行政推進担当大臣よりご挨拶をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

野田特命担当大臣 昨日に引き続きまして、本日も激務で皆様方に本当にご活躍いただきまして誠にありがとうございます。

昨日お話を申し上げたとおりでございます。お約束どおり、総理の指示の下、私ども手元でしっかりとこの事故米に関しては、情報の一元化はじめこれまでの取組を確認いたしまして、これから何をなすべきか、そして最終的には一般消費者が不安の中にある中で、一日も早く不安の解消、安全の確保、安心の提供、それに向けて鋭意頑張っております。先ほど2時半でしたね。

増原内閣府副大臣 はい。

野田特命担当大臣 今、隣にいます増原副大臣の下で、プレ消費者庁という形で、こちらの皆様方にお力添えいただいた来年度本当ならば発足する予定の消費者庁があるわけですが、その法律の中に含まれている機能を最大限生かしてこの事故米についてはスピーディーに、そして透明性、中立性を持って作業を進めていきたいと思っています。大変厳しい注文をしましたが、金曜日までには取りまとめていただきまして、来週の月曜日にはある程度の国民の皆さんに安全のメッセージを送れるように頑張っていきたいと思っていますので、ワーキンググループの皆様方からも、きょう恐らく役所のほうからフィードバックが来るとは思いますが、上手に融合させて、オールジャパンでこの問題については取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

簡単ですけれども、議事のほうが大切ですので、これをもちまして、感謝の気持ちを込めてご挨拶いたします。よろしくをお願いします。

中川主査 どうもありがとうございました。

ここで、野田大臣は所用のため退室されます。

(野田特命大臣退室)

(報道関係者退室)

中川主査 それでは議事に入りたいと思います。

まず昨日の第1回消費者安全に関する検討委員会におきまして、事故米穀の不正規流通事案の議題の際、各委員からいただいた質問事項につき関係省庁よりヒアリングを行いたいと思います。主な質問事項は資料2をごらんください。(未定稿)ということで、農水省、食安委、農水・厚労共通、厚労省・食品安全委員会ということで、すべて皆様方の質問をまとめてございます。

それでは、この質問をも踏まえまして、まずは農林水産省より説明をお願いしたいと存じます。どちらにいらっしゃいますか。お願いします。

農林水産省 農林水産省でございます。このたびは事故米の不正規流通に関しまして、国民の皆さんに大変な不安とご迷惑をおかけしております。そのことにつきまして、まずもっておわび申し上げる次第でございます。また、本日、この三笠フーズが不正規流通させました販売先であった卸売業者の方がお亡くなりになったという報道に接しております。何とも言葉がない次第でございます。ご冥福をお祈りしたいと思います。

それではご説明させていただきます。企業名の公表につきまして、農林水産省としましては、これまで同意の得られた企業について公表するという形にしてきたわけでございます。これは企業の方々のほうから見ますと、すべての商品の原料に事故米が使われているかどうかはよくわからないということもございます。しかしながら昨日の段階で、流通ルートが特定できた企業名を公表させていただいた次第です。約380の事業者の方です。これはまさに消費者の方の関心の高い「食の安全」という観点からすれば、できるだけ早く企業名を公表すべきであるというご要請に応えるべく大臣がご決断をされたというもので

ございます。

(更問)の部分は同じことの繰り返しになるわけでございますけれども、私どもが調査を行う際に、企業名の公表の同意を求めていくわけですが、その調査に協力していただけない、拒否されるというような場合がございます。そのようなこともありまして、企業名の公表というものはその調査の進展等のバランスの中で考えてきた次第でございますが、繰り返しになりますが、昨日の段階で企業名の公表をさせていただきました。

3点目の商品名の関係でございます。商品名の情報が無いということにつきましては、私どももどのような商品に事故米が原料として使用されたかという情報提供が重要だと思っておりますが、これまでの調査では、中途段階の流通ルートでございますが、まさに仲介業者等が多かったということです。いずれにせよ、私どもの公表の仕方の課題というものがあるかと思っております。

次に、健康被害の方がいないということもまだ明確ではないがどうかということでございます。この点につきましては、私どもはこの時点で健康被害があったということは承知はしておりませんが、全くないということでもないと思っている次第でございます。いずれにしましても、今回の事故米穀の不正規流通によりまして、小さなお子さんであったり、高齢者の方であったり、いわゆる弱者の方のお口に入ったということについては深くお詫びをしなければいけないと思っております。

下から3つ目の「・」、「今回の事案がミニマムアクセスに絡んでいるが」というところでございますが、改めてこの点は説明をさせていただきたいと思っております。今回問題になっております事故米穀の中に中国産もち精米、メタミドホスが検出されたものがございます。これは私どもが平成15年度に輸入して保管をしておいたお米でございます。平成15年度の時点ではまだメタミドホスに関する基準がございませんでした。そのため輸入をしたわけでございます。

その後、平成18年の5月になりまして食品衛生法の一部改正がございました。そこで残留基準等が厳しくなったといいますが、リストアップされる農薬が増えたということで、私ども18年5月以降の販売に備えまして、それまでに買い受けて備蓄をしておりました外国産の米についての残留農薬検査をしたわけでございます。そうしましたところ、平成15年度に輸入した中国産のもち精米からメタミドホスが検出されましたので、これは食用に適さないということで非食用として処分、いわゆる事故米穀として処分することとなった次第でございますが、輸入する際には基準はなかったものですから輸入することができた。しかし、販売する時点では基準が変わっておりまして、食用としての販売ができなかったものですから、これを事故米穀として処理をしたということでございます。

下から2つ目の質問ですが、事故米穀について、三笠フーズがどうしてこういうことができたのかというのですが、1つには、私ども契約に基づきまして立ち会い等を行ってきたわけですが、調査しましたところ、三笠フーズが帳簿の改ざん等を行っていたということで伝票のチェックだけでは見抜けなかったということです。この点につきましては、私

どもも三笠が売った先まで行って、実際に適正な使用されていたということの確認をしてこなかった、こういう私どもの体制の不備というものが1つの原因だと思っております、大いに反省をしております。

最後の点でございます。三笠フーズが不正売買を通じて得た不当な利得をどう扱うのかということでございます。現在のところ、流通の解明等に力を入れておまして、どのように考えるかということは今後の課題ではないかと思っておりますが、少なくとも今回、私どもこの事件が発覚した際に、三笠フーズに対して、原料、不正規に流れた事故米穀及びそれを製品とした加工品というものについて自主回収を要請をいたしましたので、そういうのも1つの方途ではないのかなと思っている次第でございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明させていただきました。

中川主査 それでは、今の説明に対し、委員の方々から何かございますでしょうか。よろしくお願ひします。

加来委員 加来ですけれども、今のご説明の中で、三笠フーズが偽装の手法として帳簿の改ざん等を行っていたと。検査には入ったけれども、その転売先までは特定というか、把握できなかったというご説明ですけれども、いわゆる検査に当たられている農政事務所の方の、例えば人手が不足していたとか、あるいは検査をされる知識であるとか、技能とか、そういうところに何か不足があったのか。第一線の多分検査で携わっている方も、最近国家公務員がどんどん人が減らされているので、そういうことも含めて何か体制上の問題もあったのかどうかについて、見解があればお聞きをしたいのですが。

農林水産省 体制の問題もあろうかと思えますけれども、私ども職員がこういう調査をする知識、例えば帳簿を見たり、販売先まで追っかけて見るというようなことの技能が十分にあったかと言われるとなかったのだらうと思っております。

中川主査 ほかにいかがでしょうか。

原委員 2点重ねて質問させていただきたいのですが、同意と公表についてなのですが、ご回答では流通経路が特定できたものを公表していったということで、報道もそのようにしてございますけれども、この農水省全体としていろんな事案があったときに事業者名を公表するということについて、法律に基づいて何らかの根拠があるものなのか、それともないのか。今回の事案はこういう形で対処なされたということはわかるのですが、基本的にこういった事案の場合は消費者側からすると、できるだけ早く公表していただきたいということになると思うのですが、同意と公表というところについて、今回の事案に限らず農水省としてはどういう判断基準を持ち合わせておられるのかをお聞きしたい。

それから、もう一つは、検査なのですが、検査体制が抜き打ち検査をおやりにならなかったということで、事前に検査に入られるということが先方にもわかっていたということなのですが、どうしてそのような検査体制になっておられたのか。

それから、今年の5月だったと思えますけれども、行政監察で輸入食品でしたが、検査

体制について、非常に緩いという指摘がされていて、あの当時も農水省の検査体制について問題点を指摘されていましたが、非常に今日本は食料自給率が低いのでたくさんの食料品を輸入しているという状況なのですが、そういったものについての検査体制は全体ではどのような仕組みの下でおやりになっておられるのか。もちろん厚生労働省の食品衛生法との関係もあるのかもしれませんが、その2つが、もう少し今後を考えたときにお話を聞かせておいていただけたらと思っております。

農林水産省 企業名を公表することにつきましてです。私どもの所管する法律では、企業名を公表するという権能はないと考えてございます。そのために、私ども早く企業名を公表させていただいていくというのが大事だと思っておりましたが、権能がないということもございましたので、同意をとるという形で企業名の公表に努めてきたという次第でございます。

2点目として、私どもがどのようにして横流れといいますが、不正を防止してきたかということでございます。検査、私どもが行っておりましたのは、加工工場での立ち入りでございます。検査と呼ばれるようなものではございません。あくまで立ち会いという程度のものでございます。

また、事故米穀の加工につきましては、毎日安定的に加工しているものではなく、月に数回というようなことで加工していると承知しています。そのために業者のほうから加工計画を出させて、加工する日に工場に行って、実際に加工しているところを立ち会った。その際に併せ伝票、台帳でその整合性を突合してきたというのが実態でございます。なお本来であれば、販売先のところまで行って、先ほど申し上げましたように、実際に適正に使われているかどうかということを見るべきだったと考えておりますが、そのようになっていなかったということで大いに反省をしている次第でございます。

中川主査 いかがでしょうか。どうぞ。

原委員 再度質問させていただきたいのですが、検査ではなくて立ち会いということで、その作業する日というのを事前に事業者から言われてその日に行くと、その場で何を見ておられるのですか。実際にその日に伝票が書いて出て行っているなということをチェックしておられるのか、何かきちんとトラックが出て行って、先方の工場に着いたなというのを見ておられるのか、何を見ておられたということになるのでしょうか。

農林水産省 私どもが行って行きましたのは、契約に基づいて、その契約が適正に執行されているかということを確認するために工場に行って立ち会いをしたということでございます。そのため検査というようなものではございません。それで実際にやっていたところの例として申し上げます、事故米穀、袋に入ったものを実際に工場の原料投入口に投入する。そしてラインが動いている。そして製品ができてくるというようなところについて目視で確認する。また、伝票、先ほど来、申し上げますように、工場に備え付けてある伝票、台帳でその整合性の突合、また場合によっては原料といいますが、事故品の在庫とその伝票が合っているかどうかという確認をしておったということでございます。

中川主査 ほかにいかがでしょうか。

原委員 原因究明は別の委員会でも、またおやりになるということなので、私としては農水省として5月に指摘もされているわけなので、検査体制の構築というところをぜひお願いをしたいということです。

農林水産省 5月の行政監察の件は、植物検疫についてございまして、食品の安全性等の関係ではなくて、植物の病気が日本にないものが海外から入っているかどうかという検査についてございまして、そこはちょっと誤解かなと思いますので、申し訳ないのですが、事実関係だけご報告いたします。

原委員 それは厚生労働省じゃなくて農水省でしたね。

農林水産省 植物の病気の関係ですので農水省でございます。

原委員 そうですね。

中川主査 私のほうからよろしいでしょうか。今回の事件に関しては原因究明に関する部分は我々の主たる任務ではない可能性もあるわけですが、ただ、ある程度我々も理解していなければ議論できませんので、今、ご質問あったことの関係で、私としても伺いたいのですが、今回の事件はもちろん三笠フーズ、その他の食業者が転用したことが悪いわけですが、転用しやすいような環境を農水省がつくっていたのかどうか、農水省のほうにも責任があるのか、ないのかというあたりがまずはっきりしなければいけないと思うんですね。

事故米穀を売り渡したこと自体は問題ないのかどうか。事故といってもいろんなものがあると思いますけれども、売り渡したこと自体は問題なかったのかどうかということ。

それから、それは問題ないとしても契約ですね。契約内容がきちんと履行されるように、農水省のほうに契約の中に何らかの立入検査ないし報告ということは書いていなかったのか。あるいはもっと悪くいえば、そんなことはしませんというふうな雰囲気や契約がされていたことはないのか。これはうそか本当か知りませんが、農水省から事故米を押しつけられたというふうなことを言っている事業者もいるとの報道を見たことがあり、正しいかどうかは知りませんが、そういったあたり、この事故米穀の販売、そして販売のやり方、契約の仕方について、農水省が責任を問われるべきことがどの程度あったのか。それとも農水省も被害者であるというお立場なのか。被害者というところちょっと語弊があるかもしれませんが、防ぐ手だてがなかったのだというお考えなのか。それとも、いや、それはこういうところが手抜きがあったというお考えなのか。そのあたりをきちんと説明していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

農林水産省 結論から申し上げます、長年にわたって不正が見抜けなかったということについては、私ども責任があると考えております。また、契約に基づく調査ということでやってきたわけですが、食糧法に基づいて、お米を扱う業者であるということですので、その調査権限を行使すべきであったろうというふうにも考えております。

中川主査 もう一点、よろしいですか。もう一つは、公表のやり方の同意との関係なの

ですが、先ほどは原因究明のお尋ねで、今回は事故対応という次元のお尋ねです。公表権限はない、法律に書いてないというお話でした。だから事業者の同意をとって公表しようとしたというご説明であったと思いますけれども、しかし結局は、同意のない事業者名も公表したわけですね、昨日。そういった意味では、本来、同意がなくてもできるはずであったことをやらなかったということになるわけでしょうか。公表のあり方について農水省として考え方を変えたということでしょうか。総理の指示もあったということかもしれませんが。

農林水産省 契約に基づいた範囲の中でのルール違反に対してやっております、そういう中で公表のところは、私どもが法にのっとって公表するというような権能はないと考えてございます。なお、消費者の方の利益ということを考えれば、早期に公表すべきだということで、そこは行政としてというよりも、大臣のご判断として政治的に判断をされたというものでございます。

増原内閣府副大臣 行政官には答弁しにくいのだらうと思いますね。はっきり申し上げて、これはすべて政治決断と思います。ということは何かというと、それによって、それぞれの方の営業上の損失を被ったという場合に、国家賠償法で請求が来る、そういう可能性はあります。

中川主査 それはそうですが、それを込みでリスクのある場合には緊急にやらざるを得ないというふうに、農水省は考え方を変えたのか……

増原内閣府副大臣 我々としては、それよりも消費者保護が重要であると。国民の目線で見ると、情報をきちんと開示していくべきであると、こういう政治判断に立ったと、こういうふうにご理解賜ればと思います。

中川主査 ありがとうございます。早川委員お願いします。

早川委員 私もよくわかりませんが、まず消費者は全くこれは知らなかったわけですから被害者なわけですね。それから、もう一つ、物をつくっていた企業、中小企業の方が多いと思いますけれども、商品をつくっていたところも知って使ったところと、全く知らないでつくって販売したところとあるわけですね。そうすると全く知らないで購入して物をつくって販売したという、その企業も被害者だと思っただけですね。ですから、そういうところももちろん企業なり、商品名をきちんと公表するということは大事なことなんですが、被害を被った企業ですね。これは多分名前の公表を渋ったというのは、そうすることによって自分の会社の商品、そのほかの商品も売れなくなる。ひいては自分の会社がつぶれてしまうんじゃないかという、そういう心配があるので公表を抑えている。でもこれは私なんか考えたら、逆に正直に、はっきりいえば、知らないで購入してつくってしまったものだけでも、こういうことがわかったので回収させてもらいたいというようなことははっきり消費者に言えば消費者はそれで理解すると思うんですね。

1 つ大事なことは、そういう人たちはだれが救済するんですか。私は農水省が少なくともきちんとしていた、そういう企業の人たちをどうやって救うのか。名前はもちろ

ん公表した。でも自分たちも被害者である、そういう被害をだれが救済してあげるのか。今日の新聞でしたかしら、公表した企業に対していろいろな資金が要るので、中小企業公庫ですか、それから国民生活金融公庫ですか、そこが少し低利の金利でもってお金を貸し出しますよというのがたしか新聞に出ていたような気がしますけれども、そういうことだけではなくて、本家本元がどれだけきちんとそういう人たちに手を打ってあげるのかということもやっぱり考えるべきではないかと思います。

もちろん消費者についても、本当に健康に大丈夫です、被害はありません。被害がないものだったら、どうしてのそんな農薬を規制するんですかと逆にそういうふうになるわけですね。危ないから規制するわけですから、それなのに「いや、微量ですから、いくら食べても大丈夫です」なんていうコメントは消費者にとっては不安きわまりないものです。

私の言いたいことは、被害者となる消費者、それから前手にある物をつくって販売した、知らないですよ。特別に安く事故米を購入したというところはやっぱり企業としては、これはおかしいなと思わなければ本当はいけないのですけれども、どうもそうじゃない企業もたくさんあるようですね。報道しかわかりませんが、ある焼酎の企業は、より良いおいしいものをつくっていくために、少々値段は高くてもこれにしよう。相場よりも高いものだったけれども、購入して使いましたと言っていたのを聞きましたけれども、そういうことで、その2つの面の、救済というとオーバーですが、どういうことを考えていらっしゃるのか。

それぞれの省庁のメンツというよりは、しっかりとここで次なる問題が出てこないぐらいの気持ちでやってもらわないと、これがのど元過ぎると、また次から次へと同じことが出てくるということをととても恥ずかしいとっていただきたいなと私は思います。

増原内閣府副大臣 私どものほうに権限が移されましたので、ちょっと申し上げますと、一般的には民民ベース、詐欺になるかどうか、問題ありますが、そういう場合は民事上の損害賠償請求になるのだらうと思いますね、現法体系では。問題は農水省が事故米穀を販売しましたと。販売した行為、それからその後、立ち会い、そういったものについて、可罰的な違法性があるような、可罰的といっておかしいんですか、違法性ありと。要するに不作為だというようなところで、もし過失ありということになれば、併せ国家賠償法上の責任ということがかぶさってくる。法理論的にはそうなるのだらうと思います。

それは別としまして非常に大変なことですから、まずは融資のほうで特別枠を設けて、今、ご指摘のあったような倒産などが起こることのないようにしていこうと、こういうところが1点だと思います。要はそこはしっかり違法性の判断ということになりますので、再度もっと詰めていかないと結論は出てこないのかなと。もちろんおっしゃったような趣旨は十分にわかっておりますので、我々もそれを肝に命じて対応していく必要があるなと思っております。

中川主査 ありがとうございます。

そろそろ厚労省のほうに移りたいと思いますが、どうしても何か言いたいということが

ございましたら、ぜひよろしく申し上げます。青木委員申し上げます。

青木委員 花王の青木でございます。ぜひ1点、確認させていただきたいと思っています。まだ、この事件の全容が解明されていませんが、明らかに不正流通という、これは事件性、法違反のところの事件性のものではあるのですが、こういった事象のときの第一報からの、実際にどこまで、どういう時間軸で動けたかという部分と、それから事実確認、それとリスク評価、対応方針、公表のやり方も含めて。それと最終的な再発防止策と5つのステージがあると思うんですが、事実確認のところは、完全に流通ルートの解明というのはほぼ終了されたと見てよろしいのでしょうか。まだ事実確認というのが、各保健所でも検体の検査がされているようですが、一体どれぐらいの時間軸を今見込まれているのか。やはり事実確認というところは非常に重要ですが、ちょっとそこら辺がまだ見えないというところが1点あります。

リスク評価はいろいろ安全性についてのコメント等出されているのですが、それと対応方針、公表についてなのですが、明らかに最終製品が酒造メーカーにしろ、自主回収を行っていらっしゃるところがいくつか出ておりますが、やはり食品衛生法のところで明らかに基準をオーバーしている原料を使っているわけですので、こういうあたりのメーカーのところが自主的に対応されているところもあるのですが、対応方針として農水省ではどういう形で考えておられたのか。公表というところと、現実に最終商品が消費者の手に渡っているわけですので、ここについて安全性上問題ないという視点だけでお考えだったのか、あるいはこれが食品として流通しているわけですので、それをできるだけ速やかに回収させるような、そういう指導ですとか含めて、そういう方針が当初からおありだったのか。その辺の初動の段階における検討の状況をぜひ教えていただきたいと思っております。

農林水産省 不正規流通しているおそれがあるということで調査を開始しましてから、県の衛生部局のほうにも情報を提供しながら、私ども調査に入らせていただいた企業の方には、不正規流通している米穀が流れているおそれがあります。その流通については、私どもからは自主的にその流通を凍結していただけないかという要請を続けながら調査をしてきたということでございます。

事実確認として、今後どのぐらいの時間がかかっていくかということについては、とりあえずというとおかしいのですけれども、メタミドホスなり、ほかの残留農薬が検出されたものについての流通ルートの特定がほぼ終わっておりますが、そのほかの部分については、まだ十分にできていない部分があるというのが正直なところでございます。

中川主査 いろいろまだ伺いたいことがあるのですが、時間が限られておりますので、本日のところは農水省関係はこの程度にしたいと思えます。

引き続きまして、厚生労働省からお願いをしたいと思います。よろしくどうぞ。

厚生労働省 厚生労働省の輸入食品安全対策室長の道野と申します。よろしくお願いたします。資料2の農水・厚労共通というところの「8月22日及び8月27日に福岡農政事務所に第一報が入ってから」というところの経過を説明してほしいという部分につい

て、まずお答えをしたいと思います。

9月1日に、農林水産省の消費・安全局消費・安全政策課から、私どもの部の企画情報課に、福岡県において事故米穀の食用への不正流通が行われている旨の匿名の情報提供があり、事実関係と流通状況を確認している旨の情報提供がございました。その後、実は9月2日、3日にかけて、各地方農政事務所から保健所なり、各都道府県の衛生部局にいろいろ情報が入ってきて、私どものほうに情報提供があった旨、問い合わせがかなりありまして、3日に農林水産省さんに対して本件の概要、対応方針についての説明を要請いたしました。

4日に、農林水産省さんのほうから説明をいただいて、その日の夜に三笠フーズから事故米穀の食用への転用を認めたという旨の情報提供がございました。当初から本件については、国民の皆さんにちゃんと公表していただいて、今後の調査をきちんと進めたいということについてお願いをいたしました。

9月5日に至りまして、農水省さんのほうからは公表がございまして、私どものほうからも公表を行うとともに、三笠フーズを所管しております福岡県に対して、当事案の内容からして食品衛生法違反に該当するというふうに思料されるので、同法の54条に基づいて回収等の措置を講じるということについて要請をいたしました。

それから、9月5日の公表後の件でございます。9月5日の公表後の件といたしましては、私どもでは、基本的に地方自治体で食品衛生法に基づくいろいろな調査が行われ、また公表も順次されておるということございまして、それについて取りまとめて公表する。それから関係省庁にお伝えをするというような対応をとってございます。

以上です。

中川主査 ありがとうございます。それでは、委員の方から質問がありましたら、どうぞよろしく願いいたします。よろしければ、私から一つお尋ねさせてください。今回の事件、現在はいろいろ対応が一元化されておりますけれども、その前の段階で、農水省と厚労省の権限の分担と申しますか、お話を聞いていますと、ほとんど農水省のほうには権限がないというような感じのお話でしたけれども、そんなものなのですか。厚労省のほうは自主回収を指示したということですが、食品衛生法に基づく指示というおつもりなのでしょうか。どちらに聞いていいかわかりませんが。

厚生労働省 とりあえず厚生労働省の権限についてご説明を申し上げますと、食品衛生法自体は取締法規でございますので、問題があるものについて行政命令なり行政措置を講じていくということが基本でございます。そういう中で、今回は先ほど申し上げたとおり、食品衛生法の違反事例に該当するというふうに私ども判断いたしましたので、国内の現場の対応につきましては自治体の事務となっておりますから適切な対応を自治体でとれるようにということで、要請なり環境整備なりということをやっていくというのが私どもの仕事でございます。

中川主査 農水省はいかがなんですか。結局これは契約上の立入調査しかできないのだ

というお話でしたけれど、その理解でよろしいんですね。

農林水産省 基本的に契約違反、私どもが用途制限をかけていたものをその用途以外に転用したということでしたので、その調査については任意を基本として行ってきたところでございます。ただ、問題がある場合に、私ども食糧法の権能を行使することもできるのではないかという点については、行使すべきであったのではないかというふうにも考えておる次第であります。

中川主査 原委員お願いします。

原委員 消費者への情報提供というところなのですけども、この間、事故米の報道がされてから、私たち消費者はばらばらに情報が降ってくるというのでしょうか、毎日チャンネルをあちこち回してばらばらに情報が入ってくるという印象があるのですけれども、消費者に対してどういう情報を、どこでどういうタイミングで出したらいいのかというのは、今の厚労・農水の法律の範囲内のお仕事の中では、どこでやるのかというのはなかなか見えてこないの、今のご回答をお聞きしていても、ご自分のテリトリーの中、ご自分の法律の中での仕事をされている印象があるので、なかなかそういう発想は出てこなかったのだらうという感じはするのですけれども、消費者へ情報発信を一元化して、どういう情報を出そうというようなこととお話し合いになったことはないのでしょうか。食品安全委員会も含めてその三者の中で話し合われたということはないのか。

それから、一応この内閣府の中にも、中国のギョウザ以降、一応情報を統括するというセクションがありましたので、こちらに連絡をしてどういうことを考えられるかということもできたと思うのですけれども、そういう発想というのは出てこなかったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

農林水産省 公表するか否かということ以前の問題として、できるだけ市場に流れているものをいかにどうやってとめるかということについて精力を注いできたと思ってございます。そういうことについては、厚生労働省さんにもご相談しながら、どういうことができるのだらうということでありましたが、いずれにしても、食衛法違反というようなことが確定するまでの間については、私ども協力要請をして流通の広がりを防止するというように努めてきた次第です。

なお、公表の仕方ということについて、十分ご相談ができていたかと言えば、できていなかったかなと考えております。

野村消費者安全課長 省庁間の連携の関係は内閣府のほうでございましてけれども、ギョウザの事案を契機といたしまして省庁間で連絡をとる枠組みは現在動いてございます。本件に関しましては、9月5日に事案が明らかになった時点で、関係省庁間で連絡会議を持ちました。ただ、このときに共有しました情報としましては、まだ具体の被害は発生をしておらないと。引き続き情報収集に努めましょうという状況でございましたので、対消費者との関係での発信はその時点では、申し訳ございません、できていなかったと思います。

その後、三笠フーズ以外にも同種の事故米を入手した事業者が2社、同じような行為を

行っていたということが9月10日に判明をいたしました。その時点で広がりを見せるきざしがあるということで、消費者安全情報総括官会議を開催いたしまして、副大臣にもご出席いただいでご指示をいただきまして、この情報に関しましては対外的に発信をさせていただきます。さらに事案が収束に向っていないということで、今週初めに官邸のほうからご指示をいただきまして今日に至っておるということでございます。

そのあたりのスピード、対応の速度に関しては、ご指摘いただく部分があるかと思えますけれども、総体としてはそういう対応をとってきたということでございます。

厚生労働省 厚生労働省でございますけれども、本件事案については、先ほどご説明申し上げたとおり、9月5日に農林水産省のほうから公表いただいたということで、その後、私どものほうの対応については、ご批判ありますけれども、厚生労働省の対応については厚生労働省が公表し、地方自治体はそれぞれで公表しているという仕組みになっています。

一元化の問題につきましては、実は農林水産省さんをご相談をして、私どもが集約しているものについては農林水産省さんに必ずお渡しするというので、多分記者さんたちも農林水産省を中心に情報をとっておられるということもあるのでそういった形でできるだけ一元化したいといことので進めたものであります。

それから、法律的なものでいきますと、こういった情報開示の件につきましては厚生労働大臣、それから都道府県知事、それぞれそういった食品衛生上の危害の発生を防止するため、違反者の名称等について公表し、食品衛生上の危害の状況について明らかにするよう努めることということで、法律上もそういう責務規定がございまして、これはそれぞれの措置についてきちんと公表していくということが原則になっております。

また、各都道府県庁にもそういった記者クラブがございまして、それぞれそちらで記事を書くということになるので、結果としてかなりいろんな場所での情報がマスコミを通じて伝わっていくというのが今回の状況だったと思うんですが、それにつきましては、私どものほうで集約をして厚生労働省のホームページなり各省に伝達をするというような対応をとっておるところでございます。

中川主査 いかがでしょうか。どうぞ、青木委員。

青木委員 済みません。情報の公開の仕方というのがすごく難しい事案だと思うんですが、逐次情報が更新されてはいるのですが、消費者が何を知りたいのかということについては、最終製品、酒類にしる和菓子にしる、やはり自分が食しているものが該当するのか、いないのかという、これが1点と、それが安全性上どうなのだというところが、ここに集約されると思うんですね。

今、厚生労働省も農水省もマスコミ通じてもなんですが、情報が非常に錯綜している中で、企業側も最終製品を扱っている企業で自主回収をされているところもありますし、一方、事故米は使っていないということを調査の結果を公表されている企業もあります。この辺が行政、それから各メーカー含めて、地方も含めて連携しないとますます情報が錯綜していく状態じゃないかというふうに思うんですね。ここは少し行政側のほう、業界団体、

ここら辺等々もぜひ連携していただいて、消費者にとって一番わかりやすい情報提供のあり方、それを更新していくような形で、ぜひそのところをご検討いただきたいなと思っているのですが。

中川主査 ほかにいかがでしょうか。

それでしたら、厚労省の件はとりあえずこのぐらいにいたしまして、引き続きまして、食品安全委員会事務局からお願いをしたいと思います。

食品安全委員会事務局 食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課の酒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料2の中で、食品安全委員会の部分でございますが、ご確認をお願いいたします。真ん中よりちょっと下ですね。「現在行っているリスク評価はどのようなもので、いつまでに評価結果を公表できるのか」という点。それと一番下にございますように「基準値以上のメタミドホスが検出されいながら、一日3キロ食べてもいいという情報があり、これらの情報を消費者はどう理解すればよいのか」、この2点についてお答えを申し上げたいと思います。

食品安全委員会事務局で資料を用意しましたので、食品安全委員会事務局 資料1と資料2でご説明したいと思います。既にご承知だと思いますけれども、今の食品の評価、管理というのは、資料1のこの一枚にありますような仕組みで行われております。これはBSEの発生時の対応の反省を踏まえまして、平成15年7月からこういった形で実施をしているということでございます。私ども食品安全委員会は科学的評価を行うというふうなことで、左側にありますように「食品を摂取することにより人の健康に及ぼす影響について科学的に評価すること」という分野を担っております。

結果的にアウトプットでございますけれども、例えば農薬でしたら、安全性の評価ということで一日摂取許容量、ちょっと難しい言い方でございますが、一日当たり体重1kg当たり何mgまで摂取して、これを一生とり続けても害の出ない量、これを科学的に決めるというのを主な評価業務としております。

また、右側のリスク管理ということで、農水省、厚労省のほうで、私どものリスク評価結果に基づきまして国民の食生活の状況等を考慮いたしまして、基準値の設定、規制の実施、そういったことが行われているということでございます。例えば今回話題になっております残留基準値、こういうものは管理機関のほうでご決定いただいていると、そういった仕組みでございます。

具体例でご説明を申し上げたいと思いますけれども、次のページをごらんいただきたいと思っております。横紙でございますが、番号が から まで振っております。これが時系列の流れでございます。

まず農薬については、農薬は殺虫、除草、殺菌といったことで必要でございますので、メーカーのほうから使うに当たっての申請を農林水産省にされます。農林水産省での受付をされて、厚労省に連絡をされまして食品衛生上の観点でのチェックをいただきます。

その上で「諮問」と呼んでおりますけれども、 のところに意見聴取ということで、食品安全委員会のほうに意見の聴取ということで依頼がまいります。食品安全委員会では受理をいたしまして、先ほど申しましたADIと呼んでおりますが、一日摂取許容量、これを農薬ごとに決めるというのが重要な業務でございます。その結果を厚労省にお伝えをしまして、厚労省のほうでは、食品中の残留の基準ということで、この例でありましたら、農薬はいろんなものに使っておりますし、また、一方で人の摂取というのはいろんなものを食べておりますので、多くの食品に基準値を定めていただいております。キャベツでありましたら1.0ppmと、この例ではそういった形を決めていただきます。

農薬を使うということで、農林水産省のほうでは、農家のほうでキャベツについては、収穫の7日前まで3回まで使っていていいといった、例えばですが、ルールを決めていただいて、そういった上で安全性を確認して登録をいただく。そして、国内で使えるようになる。そういった形でリスク管理・評価が行われているということでございます。

では今回の事案で危害物質というのが3つございます。メタミドホス、アセタミプリド、それとカビ毒でありますアフラトキシンB1 ということでございます。これらについて、農薬の2つについては、既に評価を終わっております、ADIは設定をしております。ただ、カビ毒については現在、先ほどの諮問という形で厚労省、農水省のほうから来ておりますので、現在審議を始めているということで、できるだけ早く、一方で科学的な視点から間違いのないように評価をしていきたいと思っております。できるだけ早く対応していきたいということでございます。

個々の農薬についてちょっと触れたいと思っております。

メタミドホスということで、資料2の1ページ目をごらんいただきたいと思っておりますが、殺虫剤ということで、メタミドホスは日本で農薬の登録はございません。したがって、日本では使えないものでございますが、輸入品に残留する可能性があるということでございます。

1つ飛ばしていただきまして、国内での評価状況でございます。国内での評価というのは、食品安全委員会において評価済みでございます。平成20年5月、ことしの5月1日付で厚生労働大臣に答申をしております。その数字が0.0006mg/kg体重/日、この量、一日当たり、体重1kgに対して0.0006mgまで、一生食べ続けても害が出ないということでございます。この数字を決めるに当たりましては、動物実験がベースになりますが、動物と人の差、あるいは個人差、この中に子ども、あるいは妊婦さんといった場合も想定しながら考慮して安全係数というものを掛けて数字を出しているということでございます。

ちょっとややこしくなりますけれども、「参考」としてありますが、急性毒性、例えばメタミドホスの今回のギョウザの件、1月のギョウザの件でございますが、この場合は食べてすぐに症状が出たわけでございますけれども、これはこういった急性毒性が出るような量、参考数値でございますが、評価書に併せて示しております。

評価書のボリュームは、ここでは膨大になりますので配布しておりません。ホームページ

ジに全文が掲載されておりますが、メタミドホスにつきましては、30 ページにわたる膨大なものでございまして、学術論文でいえば、いわゆる総説に当たるものだろうと思います。

目次だけ簡単に紹介いたしますと、目次の 1 つ目が評価対象の農薬の概要。2 つ目が安全性に係る試験の概要ということで情報を整理したもの。それと健康影響評価という三本立てになっております。各国で調べたデータなどを世界じゅうからかき集めまして整理、分析した上で評価をするという作業を危害要因ごとに現在行っているところでございます。

それと、先ほどの質問の 2 つ目、一日 3kg 食べてもいいという情報があるということでございますが、これの発信源は、私どもでございます。メタミドホスの概要についての裏のページ、2 ページ目をごらんいただきたいと思います。枠に囲った部分がございます。この部分は科学的ではないという批判もありますが、あえて国民の方々に理解をしていただくためにつくった資料でございます。先ほどの毒性の中で、 のところがありますが、急性毒性ということで、急に毒性が出る場合の話でございますけれども、これを見ますと、

の 4 行目にあります。0.05ppm のメタミドホスを含むお米の場合は、一人で一日に 3kg 食べなければ、この値に達することはないということで、急性毒性が出るような量にはならないということです。この 3kg というのが、先ほどの 2 のご指摘の 3kg に当たるものだと思います。

ただ、これはいろんな食品から、この場合は米のみで換算しておりますので、科学的でない部分もあるのですが、米であればこれだけ食べないと急性毒性は出ない量だと、安心できる量だということを示すための資料ということで、科学的でない部分についてはご勘弁をいただきたいと思います。こういった形で国民の方々により分かりやすくという意味でお知らせをしたということでございます。

5 ページですが、アセタミプリドにつきましても、同様に評価が終わっておりますので、同じような記述が可能でございます。ホームページに掲載をしております。

最後の 7 ページのアフラトキシン B 1 でございます。これは農水省のほうから B 1 が含まれた中国産のお米があったということでございまして、これについては、先ほど申しましたように、諮問を受けたばかりでございまして、評価中でございます。鋭意努力しているところでございますが、できるだけ早く出すと。一方で健康に関する評価でございますので、慎重に審議をしてみたいと思います。

ただ、今回の不幸中の幸いと申していいのかどうか、語弊があるかもしれませんが、アフラトキシン B 1 が含まれたお米については、食用には焼酎の原料にしか行ってない。それも鹿児島県内だけだということでございます。焼酎の製造過程で、アルコール抽出の際にアフラトキシンはそちらに入りにくいということもあろうかと思いますが、鹿児島県のほうで焼酎、最終産物の分析をしていただきまして、その中では陰性だということで結果をいただいております。そういったことから見ますと、アフラトキシン B 1 についても、今まで聞いている情報の範囲では、直ちに国民に健康の影響が及ぶような状況ではないと考えている次第でございます。

以上です。

中川主査 どうもありがとうございました。それでは委員の方からご質問をお願いしたいと思います。

大前委員 大前でございます。食品安全委員会、私も実は参加しておりまして一部やっておりますけれども、今のお話は十分理解できました。そうしますと、実際に測定をする機関、あるいは測定をした場合にどういうふうな形で報告が上がってくるのか、あるいはそれをどういうふうに公表しているのかということに関して、これは食品安全委員会ではなくて、むしろ他省庁かもしれませんが、そこら辺の件を教えていただければと思いますけれども。

厚生労働省 地方自治体で検査した場合ですが、今、私どもの関係では地方自治体が実際の分析をやっております。地方自治体では保健所もしくは地方衛生研究所で、こういった農薬の分析は可能ですので、そういう中で明らかになったものについて逐次公表しているというのが現状でございます。それにつきまして、私どものほうに、公表と同時に報告が参りまして、それを集約して、私どものほうは公表なり、関係省庁との情報共有ということを実施しておるわけでございます。

中川主査 よろしいですか。佐野委員お願いします。

佐野委員 1つお伺いしたいのですけれども、例えば、今のご説明の中でキャベツならわかりますけれども、今回、お米ですと、お米におせんべいに、和菓子に焼酎に、さまざまなものがあるわけですね。これではお米、3キロですか、食べていいという、それとまたちょっと違ってくると思うんですが、そういうところの何か情報を出せないのか。また、もしかしたら、メタミドホスのお米が世の中に出てしまって、どのくらいの濃度であつてとか、それを全部計算して、一体日本国内でどのくらいの量が出てしまったのかという、そういう計算というのはできないんですか。

厚生労働省 厚生労働省のほうで、食品添加物とか農薬の、そういう実際の摂取量調査というのは確かにデータがあると思います。そのメタミドホスについて、個別にどれぐらいのデータが出ているかというのは手元にはないのですけれども、ただ、数字が出ている農薬というのは数が少ないと思います。実際に摂取量として調査の結果で出てくるもの。

それから、今、食品安全委員会のほうから少し説明のあった、理論上の農薬の摂取量というのは基準を決めるときに、今、ご指摘になったように、せんべいの原料に米があればそれもありますし、米で摂取する分。メタミドホス、日本では使用ないですけれども、通常使用した場合にどれぐらい残るか。使用中止期間を経過した後にどれぐらい残るかというのは、いわゆるグッド・アグリカルチャー・プラクティスで、それが農薬メーカーからデータが出てきていますので、その最大量、残っていて、それを標準的な食生活で一日いくら摂取するかということの評価して、それが食品安全委員会が設定したADIの中におさまるようにというような基準の設定の仕方をしているので、そもそもかなりADI自体が安全を見込んだ数値で、なおかつ、そういう通常で使用された場合の農薬の最大の残

留量を見込んでつくっている基準ですので、そういった意味では、そういう基準の策定プロセスの中でかなり安全にというか、安全を見込んでつくられているものですので、したがって、現実に流通しているものをマーケットバスケットとってランダムに買い集めてきて、日本人の食生活に合うような標準的な食生活で摂取するような、食品ごとに測定をして摂取量を積み上げてみるとそんなに大きな数字には実際にはならないということになるわけです。

具体的なデータを今持ち合わせていませんので、申し訳ありません。

佐野委員 今回出てしまったものに対して、それだけのものを数字で出すことはできるのでしょうか。それは農水省さんがどのくらい、いつから始めたことからあるのかもしれませんが、事故米に対して。

厚生労働省 実際にどれくらい測定値がこれから出てくるかということもございまして、それから、農水省さんが既にはかられているもの、これからはかられるものというものもあると思うんですけれども、実際にどのような試算ができるかというのはここでは即答はできないのですけれども、また、食品安全委員会さんのほうとも相談をしてどういうことができるのかというのは検討してみたいと思います。

大前委員 測定のことなのですが、今回は3物質が検出されているわけですが、測定というのはさまざまな種類、いろんなやり方があって、物によって随分、ガスクロとかエクロとか使用も違うと思うんですね。今回の場合は3物質のみでいいのか、あるいはほかに何か見逃している可能性のある物質があるのかということに関してはいかがですか。

厚生労働省 今回、私どもが農水省さんから得ている情報としては、確かに化学物質としてはその3つなのですが、結局カビ米ということになっているので、カビそのものの健康影響ということになるとちょっと難しいところがあって、ただ、いくつかの過度量がありますね。残留農薬基準に適合しなかったものの米のグループというのがある、それは恐らく今の残留農薬の摂取量なりの計算の話で説明がつく分野だと思えます。

ただ、カビ米のほうにつきましては、カビとかといってもいろんな種類がございまして、その中にはアフラトキシン陽性のもの、そうでないものというのがありますので、そういったものをどう考えるかというのはなかなか専門的に難しい部分もありますし、その辺は、私どもというよりは、食品安全委員会さんのほうで科学的にどう整理されるのかということがあるのだと思えます。

食品安全委員会事務局 若干補足をさせていただきます。先ほどのアフラトキシンB1のところをもう一度ごらんいただきたいと思うのですが、カビといいましても、今、厚労省からお話がありましたように種類が多うございます。アフラトキシンというのは比較的国内では今まで確認されにくかったものなんです。ピーナツとか、そういった穀類で一部輸入品で問題になるという状況のものでございます。私ども学生時代に習ったころには、このカビ毒というのはほとんど国内では心配ないといったようなものだったのですが、最近、海外からの輸入も増えていることから多く発見されます。

一方、農水省さんのほうで「カビ」と書いてあるものには、いろいろ種類あると思えますけれども、私ども経験ありますけれども、おもちなんかにも結構カビが生えますが、これは日本人が昔から食べているもののリスクの一つだったのではないかというふうな感じはいたします。そういったもののリスクは、アフラトキシンの毒性に比べて低いのだらうと思えます。その辺は科学的なメスを当ててみないとわかりませんが、ただ、物が現在残っていないということであれば、非常に解明が難しいことではないかなと思えます。

中川主査 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、加来委員お願いします。

加来委員 食品安全委員会への質問ですけど、今、カビの話が出ましたけど、カビ、農水省にいただいた資料、プレスリリース資料の2枚目に三笠フーズが出したやつの一覧がありますけど、これは全部MA米についての集計ですよ。カビの場合はどうなんですか。国内物というか、国産というんですか、何というんですか もかなりあるのではないかと何か報道で見たのですけれども、すると、いわゆる事故米と言われるものの全体の流通量であるとか、そのトータルのといいますが、延べの毒性を含んでいるようなものの比率がどうなのかとか、何かそういう資料があればありがたいなと思うんですが、あるいは知識を教えていただければなと思うんですけれども。

農林水産省 この5年間、平成15年度以降、三笠フーズに売却しました事故品、これは1,700トンでございます。そのうち国産が293トンございました。これはすべてカビが生えたということで事故品になったものでございます。あと、平成15年度以降、事故品として売却したものが7,400トン余でございますが、その7,400トンの中には、単に水に濡れただけのものとか、そういうものも含まれている数字でございます。

加来委員 ありがとうございます。関連してお聞きしたいんですが、三笠フーズという会社は主に事故米を取り扱っている業者なんですか。ほかの一般の汚染されていないものが主に扱っていて、一部こういうものが紛れていた業者なんですか。

農林水産省 もともとは国産の「ふるい下」というのでしょうか、そういうものを取り扱って加工しておられる業者さんだと伺っております。それで事故品についても同時に扱っておられるという状況です。

加来委員 「ふるい下」、何て言っていましたか。

農林水産省 ふるい下、くず米と言ったらいいでしょうか、そういうものを分類して粉にしたり、そういうようなことをもともとしておられた会社さんだと伺っています。

中川主査 ありがとうございます。あと15分ほどでございますが、すでに今、事実上入ってしまいましたが、自由討議という形で、ただいまの関係府省からのヒアリングの内容を踏まえつつご議論をお願いしたいと思います。その際であります、検討委員会の中村委員から意見書が届いております。資料4です。本日はご欠席ということでありますけれども、この資料4の意見書をいただいておりますので、これもご参照いただければと思います。

それでは引き続き、あと15分ほど質問あるいは我々の中での議論と申しますか、引き続

きこういう部分が不透明なので、日を改めて説明ないしは資料をいただきたいとか、あるいは今後の我々の議論としてこういうことを検討すべきではないか、そういったことを含めてご自由にご討議いただきたいと思います。

大前委員 済みません、遅れてきたものですから、農水省の最初のところを聞いてないものですから、もう既に話が終わっているのかもしれませんが、この業者の公表する基準というものがあるんですか。こういう場合には公表、こういう場合には公表しないという、そういうルールといたしますか。

農林水産省 調査を開始した時点では、企業さんの公表することに同意が得られた企業については公表する。また、厚生労働省さんの関係、保健所さんのほうで違反が明らかになったということで公表されるといった場合について公表するというような考え方でやってきたところです。なお、昨日の段階で、私どもが流通ルートが特定できたものが流れていったというのが判明した企業名については公表させていただいております。

大前委員 今の判明ルートが、今朝新聞を見たのですけれども、これはこういうときは公表する、こういうときは公表しないという、そういう基準、ルールはあるんですか。

農林水産省 昨日公表したものににつきましては、流通ルートが特定できたものについて公表させていただきということです。

大前委員 そういう意味ではなくて、流通ルートが特定できても、今回たくさんある中で、この会社に責任があってもなくても公表すると、そういうルールになっているわけですか。

農林水産省 その企業が事故米だと知っていたか、知っていなかったかということではなくて、知らずに扱った場合であっても、その流通の中に乗っていた場合には公表をさせていただきます。

大前委員 済みません、公表したのはわかるのですが、その公表するに当たってのルールというものはあるんですか。こういう場合は公表する、こういう場合は公表しないという、今回は特例なんですか。それとも今までもこういう形だったんですか。

増原内閣府副大臣 先ほども申し上げたのですが、我々としては消費者の不安、これを早急に取り除く必要があると、そういう観点からディスクロージャー・情報開示が大事であるということをもって、普通であれば相手の同意がなければこれは公表できません。権限も何もないわけですから、契約上の問題ですから、それを政治決断でやったわけでありまして、基準があるかないかとおっしゃればありません。

中川主査 ということですので、多分これは我々の検討課題の1つですね。公表は法的な問題なんですけれども、法律に規定があったりなかったりします。学説でも、規定がなくてもできるという人もいれば、なければだめだという説もあります。ないから同意が基本だという人もいるし、なかなか決まっていなかったところなんです。なので、今回のように、一番安全策をとれば、同意がなければ公表できないという理屈に陥りやすいところもございますので、それでいいのかどうかというのが我々、これはかなり難しい問題なんです。

れども、今後の検討課題になろうかと思えます。これは事故対応策の1つということになろうと思えます。

増原内閣府副大臣 総理、大臣のほうから、消費者庁を前倒しでというご指示が、私がプロジェクトチームのヘッドということになっているのですが、あの中では狭間、隙間でですね。まさにこのあたりは規定がないのですけれども、しかし消費者に重大な影響を及ぼすということについては消費者庁が調査をしたり、あるいは調査結果を発表したり、そうでないケース、各省に対して全部指示をするというようなこともできるような法案になっておりますので、相当程度カバーされてくるだろうと思えます。

ただ、そのときに、今、中川主査がおっしゃいましたように、その基準はどうするんですかと。A、B、Cと分けるのか、第1、第2、第3と分けるのか、これがまたいろいろ中身をまたご審議賜りたいというふうに思いますが、いずれにしても、それは幅広く網がかかってくるということは間違いのないと思えます。

原委員 公表については、前半かなり議論をしたものですから、皆様簡潔な回答が並びましたけれども、課題の1つということとはみんな認識しております。

もう一つなのですが、情報の収集というんでしょうか、情報の集まり方というところなのですが、冷凍ギョウザの問題が起きたときに、消費者行政というのでしょうか、消費者庁という言葉はなかったですけれども、一元的に早く内閣府に情報を集めてということが言われて、今、事故情報統括官でしたか、収集統括官、そういうものがスタートしているわけなんですけれども、ここにも連絡が農水省から入ったのが9月5日というところで、国民への公表と全く同じようなところになるので、これは農水と内閣府と双方にお聞きしたいのですが、農水の中では早くに内閣府の統括官に連絡をするという発想はなかったのかどうかということですね。内閣府より先に厚生労働省に2~3日前には連絡をしていらっしゃるんですけれども、そういう発想がなぜ出てこなかったのかということ。

それから、内閣府なんですけれども、今回の一連の事故米のことを通じて消費者庁が司令塔的に情報を集めて情報を出すというところで、どういう手当が必要だと考えられたかということがございましたらお聞かせいただきたいと思えます。

中川主査 いかがでしょうか。

農林水産省 今回の事案につきまして調査に入って、9月1日だったかと思えますけれども、参考情報という形で関係する省庁のほうには情報提供させていただきました。その時点では関係者から横流しをしたという事実なり証言というのは得られていませんでしたけれども、こういう調査をしているということで情報提供を始めた次第であります。

野村消費者安全課長 内閣府でございますが、現在各省庁の連携の枠組みで食品に関する重大な危害が発生をした場合には情報を政府内で共有して発信をしていくということでやっております。中国製冷凍食品の事案をきっかけにしてそういう体制をとらせていただいております。その要件は重大事故、死亡又は重篤な被害が発生してある。あるいは多地域にわたって事案が発生してある。あるいは事案の性質があいまいであると、どうい

う対応をとったらいいかかわらないと、こういう事案に関して情報を共有して対応策を政府全体として検討しようという枠組みを今年3月からワークさせているところでございます。

農水省さんから5日の公表は14時でございましたけれども、内閣府のほうにご連絡をいただいたのは12時前後だったというふうに記憶してございますけれども、もっと早く情報をいただけなかったのかという点に関しましては、その枠組みの範囲内において、農水省さんの連絡が遅いということを示し上げることはできなかったとは思っております。ただ、その経験を踏まえて、消費者庁を発足したならばというときにどういうことを考えていたかというご指摘に関しましては、情報収集一元化を消費者庁がやっていくようにという考え方でございますので、どういう要件、どういう情報を収集するという発想を持たなければいけないのか、先ほど申しましたように、現在のかかなり重大な事故というところに限定してワークしてございますけれども、どういうふうに考えたらいいのかというところを今後考えていかなければいけないというふうに今回の事案の反省としてはそういうことを考えてございます。

中川主査 今の点でぜひお出しただければいいと思うのが、今回の事件でいろいろ対応に批判があるところがございますね。第一報が遅れたのかどうか判断難しいところですが、それから情報があちらこちらから出ています。それが省庁連携ですが、それが今の枠組み内ではこれが限界だったというお答えだと思いますけれども、それが消費者庁になった場合にどのように変わり得るのか、シミュレーションですね。変わらなければ意味がないわけですから。そういったものがもし書ければ、なかなかシミュレーションは難しいですけれども、我々が考えるべきことがはっきりしてくると思いますので、可能であればお願いしたいと思うんですけれども。

増原内閣府副大臣 さっき青木委員からもお話がありました。都道府県までカバーすることができるかどうかは、先ほど厚労省の担当の方が言われましたけれども、内閣府としては総理の指示で、内閣府が一元的に各省庁の情報をまとめてきょうから発信するようにと、こういうご指示を得ております。以後、そうなるというふうに思っております。

中川主査 ありがとうございます。青木委員。

青木委員 1点、この対応について情報開示とかあるのですが、本来、食用に供さないものを食品として使ってしまったわけですので、安全性上のところは、先ほど食品安全委員会のほうからご説明あったように、まず食しても問題ないとしても、今流通しているものについては、極力回収するというような考え方が一致しているのかどうか非常に難しいところだと思うんです。物すごく範囲が広く、しかも最終製品では検出されていないものもあるわけなんです。ここが食品衛生法にきちりのとって考えるならば、製造・販売・流通してはならないというところをきちりその視点に立ってやるのか、どうするのかというところを、これだけ大きな影響の問題のときに物すごく難しいなというふうに感じているのですが、そこは今こういった方向で検討されているのかなというところをち

よっと、今後どのように考えているかというところをお聞かせいただきたいと思っております。

中川主査 これは厚労省でしょうか。

厚生労働省 今、回収命令の対象は当然事故米全体に対して福岡県は回収命令を出しております。作業の優先順位としては当然原料たる事故米が入っているものについて、加工度の低いものから、今どんどん回収が進んでいるというのが現実でございます。食品衛生法の54条というのは回収命令の根拠規定になるわけでございますが、簡単に申し上げますと、食品衛生上の危害を除去するために必要な処分・措置ということですので、例えば高度に加工されて、農薬が一番説明しやすいですけれども、農薬が検出されない場合、それが衛生上の危害を除去するための措置が必要ないものという場合には回収命令の対象にはならない。ただ、食品衛生法の場合、基準に合わない原料を使ってはいかんということも規制としてはしているわけですし、要するに形式違反となります。だけれども行政処分の対象にならないというようなものは一応あり得ます。

ただ、今の現実の問題としては、そういった1つひとつの加工品について評価をするというよりは、事業者サイドのほうで自主的に回収しておられるというのが現実であります。1つひとつについて、食品衛生法の6条というのは有毒・有害物質を含む食品だとか、腐った食品の販売規制ですし、11条というのは残留農薬基準に合わない食品の販売規制でありますけれども、それぞれの条文にそれぞれの加工品が合うかどうかというところを細かく調査するというところまでは、現実にはなかなかそこまでいけていないというのが現状だと思っております。

中川主査 いかがでしょうか。

佐野委員 簡単な質問なのですが、一番最初報道されたときに、事故米は工業用の糊だというふうに言われていたのですが、いろいろインターネットなんて見ると、日本国内でお米は糊用には使っていないというのがいろいろ出ているのですが、実際問題として、本当に工業用の糊でそのために事故米を売っていたのか、それともあれはうそだったのか。

中川主査 これは農水省になりますか。

農林水産省 私どもが三笠フーズとの間で結んでいる売買契約では「工業用糊原料」ということで用途が限定されています。要は工業用糊、より具体的には合板の接着剤などに使われたりする部分のようですが、そういう米の粉にするということであったと。それがそのようになっていなかった。

なお、事故米穀の中で、事故米穀がすべてが工業用糊ということではなくて、例えばアスファルトの中の骨材であったり、最近でいえば、バイオプラスチックの原料になったり、肥料に使われたりということになっております。

中川主査 私から質問です。厚労省の先ほどの回収命令の話ですけれども、回収をさせるのはいいんですが、しかしなかなかどこまで回収するのか、いつ終わるのか。あるいは自主回収であるということ、それがいつ終わるのかというあたりは非常に難しい問題な

んです。そのあたりについては、今、多分妙案はないのだろうと推測はしておりますし、これは我々の今後の検討課題であると思うんです。なかなか難しい問題ではありますので、妙案がなければ妙案がないとおっしゃっていただいて構わないのですが、少なくとも自主回収を指示した後、現状どのようにやっているのか、例えば中間報告をもらっているとか、教えていただければと思います。今回の事件について回収がどういうところで難しいのかというあたりがわかると思いますので、ご教示をお願いしたいと思いますが、妙案はないんですか。

厚生労働省 ありません。けれども、一応福岡県のほうで、三笠フーズに戻ってきたものについては毎日どれぐらいのものが回収されたということについては公表しております。ただ、個別の事業者の方がどれだけ自主回収したかということまでは十分情報把握ができていないというのが現状でございます。

中川主査 ほか、いかがでしょうか。あと私は、もう一つ、農水省の方には、この事故米の関係で、どういうお米をどういう条件で売り渡すという契約であったのかや、この事件に限らず、一般にこういったお米をこういうふうな形で食用以外に転用してきましたといったあたりについて、書面で結構だと思えますけれども、全体像をご説明いただいたほうがよりこの事案の理解には資すると思えますので、できればお願いしたいと思っております。いかがでしょうか、お願いします。

加来委員 時間がどの程度あるのかよくわからないので、何を言ったらいいのか、考えていたのですが、先ほどの農水省さんからいただいた横長の三笠フーズの資料、先ほども言おうかと思ってやめたのですが、過去5年間の三笠フーズには農水省は1,700トンの事故米を販売されているんですね。今、これだけ見ますと、ここに表示されているメタミドホス、アフラトキシン、アセタミプリド、下にトン数が出ていますけれども、それ全部足したら1,500トン強になりますよね。

ということは、この三笠フーズなる会社は、購入した事故米のほとんどを転売しておったということになると思うんです。そこで、今、主査のお話と通じるのですが、どういう仕組みでこういう契約がされていて、あるいは転用してはいけないという契約の中にあるようですが、本当に実効性が担保できるような仕組みがカバーされていたのかどうか。その辺も含めて、農水省さんが販売されているのがもちろん三笠フーズだけでないでしょうから、こういう悪意を持った行いを行う企業もあれば、そうでない企業もあると思うんですけど、そういう意味ではスタンダードどおりの契約なのか、あるいは万が一のことを考えての措置はどう本当に担保されていたのか、何か我々にもわかるようなものをぜひ欲しいなと思います。

三笠フーズという企業名ですから、明らかに食品企業ですね、企業名からいくと。ところが食品にしてはいけないものをこの食品会社に売っているわけですね。これは非常に素朴な疑問です。農水省さんはどう考えられているのかわかりませんが、契約上のことですから、それはとめることはないにしても、どこかの時点で不思議といいますか、疑義

が生まれる、そういう取引だったのではないかと思われませんが、今のは蛇足です。我々が的確に判断できるような何か資料・材料をいただければありがたい。

中川主査 ありがとうございます。予定より5分オーバーしてございますが、ほかにございますでしょうか。

増原内閣府副大臣 ただいまのご指摘ごもっともでございます。これが始まる前にプロジェクトチームをやりました。要は数字的な根拠はどうなんだとか、そもそも事故米のマーケットはどうなっているのだというようなこと。大体彼らが平成17年に推計、サンプル調査に行きますと、30万トン弱だったか……

農林水産省 接着剤の分が。

増原内閣府副大臣 しかし、ほとんどでんぷんですよね。麦ですよね、皆さんご承知のとおり。そこに米が割って入ったという感じになるんですね。従来国内米で事故米どのくらいあったのかといいますと、一応国内米というのが、でっこみ、ひっこみありますが、平均的にいうと400トンです。それで今度平成15年からMA米が入ってきて、これでいきますと、少ない年は、彼らが処分した量ですけれども、数百トンです。多いときは3,000トン近いです。年によって違うんですね。

ということは、そもそもマーケットとしてどうなっているのだということで、農水省のサンプル調査、それはそれとして、経済産業省として、合板の接着剤中心にもう少し調べてくれという指示を出しております。本当に皆様方がご疑問になることはなることはごもっともだなと思っております。これからもどんどんご意見を賜りまして、私どものおしりをたたいていただければと思う次第であります。

中川主査 どうも副大臣ありがとうございます。司会の不手際で大分遅れてしまいましたけれども、それでは本日の予定は以上とさせていただきます。次回、日程につきましては、事務局より改めてご連絡をいたします。

では、本日はこれで終了といたします。どうもありがとうございました。